

様式 1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 仁妙光会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人③ ☐ 出資額限度法人 ☒ その他

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市渋民字大前田53番地2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年 6月23日

(4) 設立登記年月日 平成18年 8月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	清 水 光 昭	渋民中央病院の管理者 渋民中央病院介護医療院管理者
常 務 理 事	新 津 昭 彦	
理 事	清 水 千 秋	
監 事	八木橋 伸 之	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人 仁妙光会 渋民中央病院 0310116330	岩手県盛岡市渋民字大前田53番地2	一般病床 117 床 療養病床 177 床 [医療保険 117 床] [介護保険 60 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 医療院 保健施設	渋民中央病院 介護医療院 0310116330	岩手県盛岡市渋民字大前田53番地2	入所定員 60 名 通所定員 0 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]所で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和8年3月31日 理事、監事の選任、辞任の承認

~~令和8年5月22日 令和7年度決算の決定~~

注) 以下については、病院又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

な し

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

な し

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 仁妙光会

※医療法人整理番号 0 0 2 8 8

所在地 岩手県盛岡市洪民字大前田 5 3 番地 2

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,021,198 千円
2. 負 債 額	119,727 千円
3. 純 資 産 額	901,471 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	701,799
B 固 定 資 産	319,399
C 資 産 合 計 (A + B)	1,021,198
D 負 債 合 計	119,727
E 純 資 産 (C - D)	901,471

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 仁妙光会

※医療法人整理番号 0 0 2 8 8

所在地 岩手県盛岡市湊民字大前田 5 3 番地 2

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	701,799	I 流 動 負 債	108,551
現金及び預金	531,355	支払手形	0
事業未収金	147,682	買掛金	17,333
有価証券	0	短期借入金	50,000
たな卸資産	7,018	未払金	0
前渡金	0	未払費用	28,966
前払費用	0	未払法人税等	6,729
繰延税金資産	0	未払消費税等	660
その他の流動資産	15,744	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	319,399	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	157,174	預り金	4,863
建物附属設備	15,025	前受収益	0
構築物	0	その他の流動負債	0
医療用器械備品	13,516	II 固 定 負 債	11,176
その他の器械備品	0	医療機関債	0
車両及び船舶	10,009	長期借入金	0
建物	17,256	繰延税金負債	0
土地	101,368	その他の固定負債	11,176
その他の有形固定資産	0		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	119,727
借地権	0	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	0	科 目	金 額
その他の無形固定資産	0	I 資 本 剰 余 金	65,700
3 そ の 他 の 資 産	162,225	II 利 益 剰 余 金	835,771
有価証券	0	1 代 替 基 金	0
保険積立金	160,301	2 その他利益剰余金	0
長期貸付金	0	繰越利益剰余金	835,771
長期前払費用	0	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	1,924	繰延ヘッジ損益	0
		IV 基 金	0
資 産 合 計	1,021,198	純 資 産 合 計	901,471
		負債・純資産合計	1,021,198

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 仁妙光会
所在地 岩手県盛岡市洪民字大前田 5 3 番地 2

※医療法人整理番号 0 0 2 8 8

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		957,893
2 事業費用		
(1)事業費	952,592	
(2)本部費	0	952,592
本来業務事業利益		5,301
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		5,301
II 事業外収益		
受取利息	469	
その他の事業外収益	26,474	26,943
III 事業外費用		
支払利息	964	
その他の事業外費用	1,407	2,371
経常利益		29,873
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	1,000	1,000
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		30,873
法人税・住民税及び事業税	6,801	
法人税等調整額	0	0
当期純利益		24,072

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 仁妙光会

理事長 清水 光昭 殿

私は、医療法人仁妙光会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 22 日
医療法人仁妙光会
監事 八木橋 伸之

以上